

一、最新中国法令

● 关于审理工伤保险行政案件若干问题的规定

【发布单位】最高人民法院
 【发布文号】法释〔2014〕9号
 【发布日期】2014-06-18
 【实施日期】2014-09-01
 【内容提要】根据该规定：

社会保险行政部门认定下列单位为承担工伤保险责任单位的，人民法院应予支持：

1. 职工与两个或两个以上单位建立劳动关系，工伤事故发生时，职工为之工作的单位为承担工伤保险责任的单位；
2. 劳务派遣单位派遣的职工在用工单位工作期间因工伤亡的，派遣单位为承担工伤保险责任的单位；
3. 单位指派到其他单位工作的职工因工伤亡的，指派单位为承担工伤保险责任的单位；
4. 用工单位违反法律、法规规定将承包业务转包给不具备用工主体资格的组织或者自然人，该组织或者自然人聘用的职工从事承包业务时因工伤亡的，用工单位为承担工伤保险责任的单位；
5. 个人挂靠其他单位对外经营，其聘用的人员因工伤亡的，被挂靠单位为承担工伤保险责任的单位。

※前款第 4、5 项明确的承担工伤保险责任的单位承担赔偿责任或者社会保险经办机构从工伤保险基金支付工伤保险待遇后，有权向相关组织、单位和个人追偿。

社会保险行政部门认定下列情形为工伤的，人民法院应予支持：

1. 职工在工作时间和工作场所内受到伤害，用人单位或者社会保险行政部门没有证据证明是非工作原因导致的；
2. 职工参加用人单位组织或者受用人单位指派参加其他单位组织的活动受到伤害的；
3. 在工作时间内，职工来往于多个与其工作职责相关的工作场所之间的合理区域因工受到伤害的；
4. 其他与履行工作职责相关，在工作时间及合理区域内受到伤害的。

社会保险行政部门认定下列情形为“因工外出期间”的，人民法院应予支持：

1. 职工受用人单位指派或者因工作需要在工作场所以外从事与工作职责有关的活动期间；

一、最新中国法令

● 労災保険行政事件の審理に伴う若干事項に関する規定

【発布機関】最高人民法院
 【発布番号】法釈〔2014〕9号
 【発布日】2014-06-18
 【実施日】2014-09-01
 【概要】本規定によると以下の通りである。

社会保険行政部門は以下の企業を労災保険責任負担企業と認定し、人民法院は支持するものとする。

1. 従業員が二つまたは二つ以上の企業と労働関係を確立していた場合、労災事故が発生した際に従業員が勤務していた企業が労災保険責任負担企業となる。
2. 劳务派遣元企業が派遣した従業員が派遣先企業において勤務していた期間に、業務により負傷、死亡した場合、派遣元企業が労災保険責任を負担する企業となる。
3. 企業がその他の企業へ出向させて勤務させていた従業員が業務により負傷、死亡した場合、出向元企業が労災保険責任を負担する企業となる。
4. 派遣先企業が法令の規定に違反して請負業務を使用者主体資格のない組織または自然人に下請けに出した状況で、当該組織または自然人の雇用した従業員が請負業務に従事する際に、業務により負傷、死亡した場合、派遣先企業が労災保険責任を負担する企業となる。
5. 個人がその他の企業の名義を借りて対外的な営業を行う状況で、その雇用した人員が業務により負傷、死亡した場合、名義を貸した企業が労災保険責任を負担する企業となる。

※上記 4、5 で明確にされた労災保険責任を負担する企業は、賠償責任を負担または社会保険取扱機構が労災保険基金から労災保険待遇を支払った後に、関連組織、企業および個人に対する求償を行うことができる。

社会保険行政部門は以下の状況を労災と認定し、人民法院は支持するものとする。

1. 従業員が勤務時間および勤務場所において負傷した際に、使用者または社会保険行政部門に業務によるものではないことを証明する証拠がない場合。
2. 従業員が使用者主催の活動に参加し、または使用者の指示を受けてその他の企業主催の活動に参加したために、負傷した場合。
3. 勤務時間において、従業員がその業務職責とかわる複数の勤務場所を行き来する合理的な区域で業務により負傷した場合。
4. その他の業務職責の履行と関連して、勤務時間に合理的な区域内で負傷した場合。

社会保険行政部門は以下の状況を「業務による外出時間」と認定し、人民法院は支持するものとする。

1. 従業員が使用者の指示を受けまたは業務上の必要に起因して勤務場所以外で業務職責とかわる活動に従事する期間。

<p>2. 职工受用人单位指派外出学习或者开会期间；</p> <p>3. 职工因工作需要的其他外出活动期间。</p> <p>※职工因工外出期间从事与工作或者受用人单位指派外出学习、开会无关的个人活动受到伤害，社会保险行政部门不认定为工伤的，人民法院应予支持。</p>
<p>对社会保险行政部门认定下列情形为“上下班途中”的，人民法院应予支持：</p> <p>1. 在合理时间内往返于工作地与住所地、经常居住地、单位宿舍的合理路线的上下班途中；</p> <p>2. 在合理时间内往返于工作地与配偶、父母、子女居住地的合理路线的上下班途中；</p> <p>3. 从事属于日常工作生活所需要的活动，且在合理时间和合理路线的上下班途中；</p> <p>4. 在合理时间内其他合理路线的上下班途中。</p>
<p>职工因第三人的原因受到伤害时：</p> <p>1. 职工因第三人的原因受到伤害，社会保险行政部门以职工或者其近亲属已经对第三人提起民事诉讼或者获得民事赔偿为由，作出不予受理工伤认定申请或者不予认定工伤决定的，人民法院不予支持。</p> <p>2. 职工因第三人的原因受到伤害，社会保险行政部门已经作出工伤认定，职工或者其近亲属未对第三人提起民事诉讼或者尚未获得民事赔偿，起诉要求社会保险经办机构支付工伤保险待遇的，人民法院应予支持。</p> <p>3. 职工因第三人的原因导致工伤，社会保险经办机构以职工或者其近亲属已经对第三人提起民事诉讼为由，拒绝支付工伤保险待遇的，人民法院不予支持，但第三人已经支付的医疗费用除外。</p>

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://rmfyb.chinacourt.org/paper/html/2014-08/21/content_86633.htm?div=-1

● **企业信息公示暂行条例**

【发布单位】国务院
 【发布文号】国务院令 第 654 号
 【发布日期】2014-08-23
 【实施日期】2014-10-01
 【内容提要】该条例提出建立企业信用信息公示系统，并通过系统向社会公布企业相关信息。

<p>2. 従業員が使用者の指示を受けて学習または会議のために外出する期間。</p> <p>3. 従業員の業務上の必要に起因したその他の外出活動の期間。</p> <p>※従業員が業務により外出する期間において、業務または使用者の指示を受けて外出する学習、会議と無関係な個人活動に従事した際に負傷した場合、社会保险行政部门は労災と認定せず、人民法院はそれを支持するものとする。</p>
<p>社会保険行政部門が以下の状況を「出退勤途中」と認定した場合、人民法院は支持するものとする。</p> <p>1. 合理的な時間において勤務場所と住所地、經常的居住地、会社宿舍の合理的な路線を往来する出退勤途中。</p> <p>2. 合理的な時間において勤務場所と配偶者、父母、子女居住地の合理的な路線を往来する出退勤途中。</p> <p>3. 日常の勤務生活に必要な活動に従事し、且つ合理的な時間および合理的な路線での出退勤途中。</p> <p>4. 合理的な時間におけるその他の合理的な路線での出退勤途中。</p>
<p>従業員が第三者に起因して負傷した状況。</p> <p>1. 従業員が第三者に起因して負傷した状況で、社会保険行政部門が従業員あるいはその近しい親族が既に第三者に対し民事訴訟を提起したまたは民事賠償を受けていることを理由に、労災認定申請を受理しないまたは労災認定を行わない決定を下した場合、人民法院は支持しない。</p> <p>2. 従業員が第三者に起因して負傷した状況で、社会保険行政部門が既に労災認定を行っており、従業員あるいはその近しい親族が第三者に対し民事訴訟を提起していないまたは民事賠償を受けておらず、社会保険取扱機構に対し労災保険待遇の支払いを求めて提訴した場合、人民法院は支持するものとする。</p> <p>3. 従業員が第三者に起因して労災を受けた状況で、社会保険取扱機構が従業員あるいはその近しい親族が既に第三者に対し民事訴訟を提起していることを理由に、労災保険待遇の支払いを拒否した場合、人民法院は支持しない。ただし、第三者が既に医療費を支払済みである場合はこの限りではない。</p>

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://rmfyb.chinacourt.org/paper/html/2014-08/21/content_86633.htm?div=-1

● **企業情報公示暫定条例**

【発布機関】國務院
 【発布番号】國務院令 第 654 号
 【発布日】2014-08-23
 【実施日】2014-10-01
 【概要】本条例は、企業信用情報公示システムの構築を提起し、システムを通じて社会に向け企業の関連情報を公示する。

<p>建立年度报告制度</p>
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 企业应当于每年 01 月 01 日至 06 月 30 日，通过企业信用信息公示系统向工商行政管理部门报送上一年度年度报告，并向社会公示。当年设立登记的企业，自下一年起报送并公示年度报告。 ▪ 企业年度报告内容包括（第一项至第六项应当公示；第七项可选择是否公示）： <ul style="list-style-type: none"> （一）企业通信地址、邮政编码、联系电话、电子邮箱等信息； （二）企业开业、歇业、清算等存续状态信息； （三）企业投资设立企业、购买股权信息； （四）企业为有限责任公司或者股份有限公司的，其股东或者发起人认缴和实缴的出资额、出资时间、出资方式等信息； （五）有限责任公司股东股权转让等股权变更信息； （六）企业网站以及从事网络经营的网店的名称、网址等信息； （七）企业从业人数、资产总额、负债总额、对外提供担保、所有者权益合计、营业总收入、主营业务收入、利润总额、净利润、纳税总额信息。
<p>企业主动公示股东出资、股权变更等信息</p>
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 企业应当自下列信息形成之日起 20 个工作日内通过企业信用信息公示系统向社会公示： <ul style="list-style-type: none"> （一）有限责任公司股东或者股份有限公司发起人认缴和实缴的出资额、出资时间、出资方式等信息； （二）有限责任公司股东股权转让等股权变更信息； （三）行政许可取得、变更、延续信息； （四）知识产权出质登记信息； （五）受到行政处罚的信息；等。
<p>政府部门应当公示其在履行职责过程中产生的企业信息</p>
<ul style="list-style-type: none"> ▪ <u>工商行政管理部门</u>：注册登记、备案信息；动产抵押登记信息；股权出质登记信息；行政处罚信息；等。 ▪ <u>其他政府部门</u>：行政许可准予、变更、延续信息；行政处罚信息；等。
<p>建立“经营异常名录”和“严重违法企业名单”</p>
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 未按规定期限公示年度报告或者有关企业信息，或者企业公示信息隐瞒真实情况、弄虚作假的，将被列入经营异常名录，通过企业信用信息公示系统向社会公示。企业按规定履行公示义务后，可移出经营异常名录。 ▪ 被列入经营异常名录的企业满 3 年未依照规定履行公示义务的，将被列入严重违法企业

<p>年度报告制度进行确立</p>
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 企业は、毎年 1 月 1 日から 6 月 30 日の間に、企業信用情報公示システムを通じて工商行政管理部门に対し前年度の年度報告を申告し、社会に向け公示しなければならない。当年度に設立登記された企業については、翌年から年度報告の申告ならびに公示を行う。 ▪ 企業年度報告には以下の内容が含まれる（第一号から第六号までは公示義務であり、第七号については公示任意である）。 <ul style="list-style-type: none"> （一）企業の連絡先住所、郵便番号、連絡先電話番号、電子メールアドレスなどの情報。 （二）企業の開業、廃業、清算などの存続状態に関する情報。 （三）企業が投資設立した企業、購入した持分に関する情報。 （四）企業が有限責任会社または株式会社である場合、その株主または発起人が引き受けおよび払い込んだ出資額、出資時間、出資方式などに関する情報。 （五）有限責任会社株主の持分譲渡など持分変更に関する情報。 （六）企業ウェブサイトおよびオンライン営業に従事するウェブショップの名称、URL などに関する情報。 （七）企業の従業員数、資産総額、負債総額、対外的に提供している保証担保、所有者權益合計、総売上高、主要業務収入、利益総額、純利益、納税総額に関する情報。
<p>企業は株主出資、持分変更などの情報を自主的に公示する</p>
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 企業は、以下の情報が形成された日から 20 業務日以内に、企業信用情報公示システムを通じて社会に向け公示しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> （一）有限責任会社の株主または株式会社の発起人が引き受けおよび払い込んだ出資額、出資時間、出資方式などの情報。 （二）有限責任会社株主の持分譲渡など持分変更情報。 （三）行政許可の取得、変更、更新に関する情報。 （四）知的財産権の質権設定登記情報。 （五）受けた行政処罰に関する情報など。
<p>政府部門は職責履行過程において生じた企業情報を公示しなければならない</p>
<ul style="list-style-type: none"> ▪ <u>工商行政管理部门</u>：登録登記、届出情報、動産抵当権設定登記情報、持分質権設定登記情報、行政処罰情報など。 ▪ <u>その他の政府部門</u>：行政許可の授与、変更、更新情報、行政処罰情報など。
<p>「経営異常名簿」および「重大法律違反企業名簿」を確立する</p>
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 定められた期限内に年度報告あるいは関連企業情報を公示しない、または公示情報に事実隠蔽、虚偽が存在した場合、経営異常名簿に記載され、企業信用情報公示システムを通じて社会に向け公示される。企業が規定に従って公示義務を履行した後、経営異常名簿から削除することができる。 ▪ 経営異常名簿に記載された企業が規定どおりに公示義務を履行せずに満 3 年が経過した場合、重大

名单,并通过企业信用信息公示系统向社会公示。

- 被列入严重违法企业名单的企业的法定代表人、负责人,3年内不得担任其他企业的法定代表人、负责人。
- 企业自被列入严重违法企业名单之日起满5年未再发生需列入经营异常名录情形的,可移出严重违法企业名单。

【法令全文】请点击以下网址查看:
http://www.gov.cn/zhengce/content/2014-08/23/content_9038.htm

法律違反企業名簿に記載され、企業信用情報公示システムを通じて社会に向け公示される。

- 重大法律違反企業名簿に記載された企業の法定代表人、責任者は、3年の間、その他の企業の法定代表人、責任者を担当してはならない。
- 企業が重大法律違反企業名簿に記載された日から5年の間に経営異常名簿に記載される状況が再び発生しなかった場合、重大法律違反企業名簿から削除することができる。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.gov.cn/zhengce/content/2014-08/23/content_9038.htm

● 西部地区鼓励类产业目录

【发布单位】国家发展和改革委员会
 【发布文号】国家发展和改革委员会令 第 15 号
 【发布日期】2014-08-20
 【实施日期】2014-10-01
 【法令全文】请点击以下网址查看:
http://www.sdpc.gov.cn/zcfb/zcfbl/201408/t20140822_623299.html

● 西部地区奨励類産業目録

【発布機関】国家發展改革委員會
 【発布番号】国家發展改革委員會令 第 15 号
 【発布日】2014-08-20
 【実施日】2014-10-01
 【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.sdpc.gov.cn/zcfb/zcfbl/201408/t20140822_623299.html

● 关于促进旅游业改革发展的若干意见

【发布单位】国务院
 【发布文号】国发〔2014〕31号
 【发布日期】2014-08-21
 【内容提要】该意见提出,鼓励职工结合个人需要和工作实际分段灵活安排带薪年假。
 【法令全文】请点击以下网址查看:
http://www.gov.cn/zhengce/content/2014-08/21/content_8999.htm

● 旅行業改革發展の促進に関する若干意见

【発布機関】國務院
 【発布番号】国発〔2014〕31号
 【発布日】2014-08-21
 【概要】本意見は、従業員が個人ニーズおよび業務の実際に照らして年次有給休暇の弾力的な手配を行うことを提起、奨励している。
 【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.gov.cn/zhengce/content/2014-08/21/content_8999.htm

● 关于复制推广第一批中国(上海)自由贸易试验区海关监管服务创新制度的公告(上海)

【发布单位】上海海关
 【发布文号】上海海关公告 2014 年第 34 号
 【发布日期】2014-08-15
 【实施日期】2014-08-18
 【内容提要】该公告对创新制度在上海关区复制推广事宜安排如下:

● 第一回目中国(上海)自由貿易試験区税関監督管理サービス革新制度を複製し普及させることについての公告(上海)

【発布機関】上海税関
 【発布番号】上海税関公告 2014 年第 34 号
 【発布日】2014-08-15
 【実施日】2014-08-18
 【概要】本公告は、革新制度を上海税関管轄区域において複製し普及させる事項について以下の通り手配した。

创新制度	复制推广区域
一线进境货物“先进区、后报关”、“区内企业货物流转自行运输”、“融资租赁”、“简化统一进出境备案清单”	试验区外其他海关特殊监管区域和保税物流中心(B型)

革新制度	複製普及区域
国外から直接に自由貿易区に搬入された貨物の「区内運び込み後の通関」、「区内企業貨物の流通は自社で輸送する」、「ファイナンスリース」、「出入国届出リストの簡素化・統一化」	試験区外のその他の税関特別監督管理区域および保税物流センター(B型)

“对符合条件的加工贸易企业实行工单式核销”	整个上海关区
“批次进出、集中申报”、“对符合条件的仓储企业实行联网监管”、“保税展示交易”	试验区外其他海关特殊监管区域和保税监管场所
“智能化卡口验放”	试验区外其他海关特殊监管区域和保税物流中心（B型）、口岸以及其他有卡口设施的监管场所（分批推广）

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://shanghai.customs.gov.cn/publish/portal27/tab61724/info716080.htm>

- [关于在上海各海关特殊监管区域和保税物流中心（B型）简化进境备案申报环节保税货物通关手续的公告（上海）](#)

【发布单位】上海海关、上海出入境检验检疫局
【发布文号】上海海关、上海出入境检验检疫局公告 2014 年第 35 号
【发布日期】2014-08-15
【实施日期】2014-08-15
【内容提要】对从上海口岸入境后直接进入上海各海关特殊监管区域和保税物流中心（B型）的保税货物，在进境备案申报环节，上海出入境检验检疫局不再签发入境货物通关单或在进境货物备案清单上签章，上海海关不再验核入境货物通关单或相应签章。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://shanghai.customs.gov.cn/publish/portal27/tab61724/info716141.htm>

- 【注】
- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
 - 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、相关新信息

「条件を満たす加工貿易企業に対する作業伝票式照合抹消の実施」	上海税関管轄区域全エリア
「ロット毎に搬出入し、集中申告する」、「条件を満たす倉庫保管企業に対するオンライン監督管理の実施」、「保税展示取引」	試験区外のその他の税関特別監督管理区域および保税監督管理場所
「インテリジェント化ゲート通関許可」	試験区外のその他の税関特別監督管理区域および保税物流センター（B型）、検問所およびその他のゲート施設を有する監督管理場所（段階的普及）

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://shanghai.customs.gov.cn/publish/portal27/tab61724/info716080.htm>

- [上海の各税関特別監督管理区域および保税物流センター（B型）における入国届出申告段階保税貨物通関書類手続の簡素化に関する公告（上海）](#)

【発布機関】上海税関、上海出入国検査検疫局
【発布番号】上海税関、上海出入国検査検疫局公告 2014 年第 35 号
【発布日】2014-08-15
【実施日】2014-08-15
【概要】上海の通関地から入国後、直接上海の各税関特別監督管理区域および保税物流センター（B型）に運び込まれる保税貨物については、入国届出申告段階において、以後、上海出入国検査検疫局は入国貨物通関書類を発行せずまたは入国貨物届出リストに対する署名捺印を行わず、上海税関は入国貨物通関書類または相応する署名捺印について検査・確認を行わない。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://shanghai.customs.gov.cn/publish/portal27/tab61724/info716141.htm>

- 【注】
- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
 - ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、関連する新着情報

● [最高人民法院发布四起工伤保险行政纠纷典型案例](#)

日前，最高人民法院发布[四起工伤保险行政纠纷典型案例](#)。简要介绍如下：

张成兵与上海市松江区人力资源和社会保障局工伤认定行政上诉案
<ul style="list-style-type: none"> 用工单位违反法律、法规规定将承包业务转包或者发包给不具备用工主体资格的组织或者自然人，该组织或者自然人聘用的职工因工伤亡的，用工单位为承担工伤保险责任的单位。
孙立兴诉天津新技术产业园区劳动局工伤认定行政案
<ul style="list-style-type: none"> 工作原因、工作场所的认定应当考虑是否与履行工作职责相关，是否在合理区域内受到伤害。 “工作场所”，指职工从事职业活动的场所，在有多个工作场所的情形下，还应包括职工来往于多个工作场所之间的必经区域。
何培祥诉江苏省新沂市劳动和社会保障局工伤认定行政案
<ul style="list-style-type: none"> 关于“上下班途中”的认定：上下班途中的“合理时间”与“合理路线”，是两种相互联系的认定属于上下班途中受机动车事故伤害情形的必不可少的时空概念，不应割裂开来。
邹政贤诉广东省佛山市禅城区劳动和社会保障局工伤认定行政案
<ul style="list-style-type: none"> 由于不属于职工或者其近亲属自身原因超过工伤认定申请期限的，被耽误的时间不计算在工伤认定申请期限内。

(里兆律师事务所 2014 年 08 月 22 日编写)

● [最高人民法院が四つの労災保険行政紛争典型事例を發布した](#)

先頃、最高人民法院は[四つの労災保険行政紛争典型事例](#)を發布した。以下に簡潔に紹介する。

張成兵と上海市松江区人的資源社会保障局の労災認定行政上訴事件
<ul style="list-style-type: none"> 派遣先企業が法令の規定に違反して請負業務を使用者主体資格のない組織または自然人に再委託あるいは下請けに出した状況で、当該組織または自然人の雇用した従業員が業務により負傷、死亡した場合、派遣先企業が労災保険責任を負担する企業となる。
孫立興が天津新技術産業園区労働局を提訴した労災認定行政事件
<ul style="list-style-type: none"> 業務によるものであるか、勤務場所についての認定は、業務職責履行との関連性の有無、合理的な区域内で受けた負傷であるかを考慮しなければならない。 「勤務場所」とは、従業員が業務活動に従事する場所を指し、複数の勤務場所が存在する状況においては、従業員が複数の勤務場所を往來するに通過しなければならない区域も含まれるものとする。
何培祥が江蘇省新沂市労働社会保障局を訴えた労災認定行政事件
<ul style="list-style-type: none"> 「出退勤途中」に関する認定：出退勤途中の「合理的な時間」と「合理的な路線」は、出退勤途中に原動機付車両事故に遭い負傷した状況の認定に欠くことのできない、二つの相互に関連する時間空間的な概念であり、切り離すべきではない。
鄒政賢が広東省佛山市禅城区労働社会保障局を訴えた労災認定行政事件
<ul style="list-style-type: none"> 従業員またはその近い親族自身に起因せずに労災認定申請期間を過ぎた状況において、遅らされた時間については労災認定申請期間に計算しない。

(里兆法律事務所が 2014 年 8 月 22 日付で作成)

● [内保外贷业务外汇操作的新动向研究\(连载之二/共二篇\)](#)

在第 401 期《里兆法律资讯》中，律师以工作中遇到的一个案件为例，讨论内保外贷业务的新发展，以及可能对实务操作的影响。接下来，我们将继续介绍“二、内保外贷业务其他外汇操作的新发展”和“三、现行内保外贷外汇政策带来的问题与挑战”。

二、内保外贷业务其他外汇操作的新发展

除该案中表现出来的对担保人与被担保人关联关系以及“融资性担保”和“非融资性担保”的区分革新外，“29 号文”还在界定、审批、生效及额度控制等多方面带领内保外贷业务外汇操作进入全

● [国内保証国外貸付業務の外貨処理に関する新动向の研究\(連載の二/合計二篇\)](#)

第 401 期の「里兆法律情報」において、筆者は業務で遭遇した一つの案件を例に、国内保証国外貸付業務の新たな発展、および実務処理に与える影響を検討した。ここでは「二、国内保証国外貸付業務のその他の外貨処理に関する新たな発展」および「三、現行の国内保証国外貸付外貨政策がもたらす問題と挑戦」について引き続き紹介する。

二、国内保証国外貸付業務のその他の外貨処理に関する新たな発展

本案件において示した保証人と被保証人との関連関係および「融資性保証」と「非融資性保証」の区分に関する改革以外にも、「29 号文」は定義、審査許可、発効および限度額規制などの多くの面で国内保証国外貸

新时代。

1. 内保外贷的界定清晰、明确

讨论内保外贷业务的界定重点在于，可被认可的担保以及从事该业务的主体。在《旧规定》项下，没有明确界定内保外贷，并且对外担保认定主要着眼于形式，只有保证、抵押和质押等明确担保方式适用于内保外贷业务，并非实质判断一项担保是否为对外担保。而“29号文”明确指出内保外贷为对外担保的一种形式，只需担保人对债权人做出具有法律约束力的承诺，并且该等承诺可能导致资金跨境收付或资产所有权跨境转移等国际收支交易。这将以前一些并不明确的担保方式纳入内保外贷业务的管理。

另外，在“29号文”颁布以前，虽未明确禁止个人从事内保外贷业务，但是没有规定个人进行跨境担保如何审批或登记，所以难以在外汇局办理相关审批、登记手续，由此，其在中国的司法实践中的法律效力存在质疑。**“29号文”明确规定个人可以作为内保外贷的担保人，并参照非银行机构¹进行管理。**

当然，上述案件的担保形式属于典型的抵押担保，但是在实践中，对外担保的形式是复杂多样的，现行规定将很多非典型的担保纳入内保外贷业务的管理，例如资产回购担保等形式。在“29号文”颁布以前，在上述案件中引入个人担保是不具有可行性的，但是目前如果实际操作有需要，引入个人担保也是考虑的方向之一。

2. 取消事前的行政审批和额度控制

- 根据“39号文”，中国境内的银行（保险公司参照银行管理）从事融资性担保每年需要向外汇局申请对外担保余额指标，而没有进行额度管理的非银行金融机构和一般企业进行对外担保原则上需要事前逐笔核准。**“29号文”取消了该等以额度控制为目的的事前行政审批，**银行作为担保人的，由担保人通过数据接口程序或其他方式向外汇局报送内保外贷业务相关数据；而境内非银行金融机构和企业签订担保合同后15个工作日内到所在地外汇局办理内保外贷签约登记手续即可。

付業務の外貨処理を新たな時代へと導いた。

1. 国内保証国外貸付の定義がハッキリと明確にされた

国内保証国外貸付業務の定義を検討する際の重点は、認められる保証および当該業務に従事する主体にあるといえる。「旧規定」においては、国内保証国外貸付を明確に定義しておらず、対外保証の認定は主として形式に着目し、保証、抵当および質権設定などの明確な保証方式だけが国内保証国外貸付業務に適用され、問題の保証が対外保証であるかの実質的な判断は行われなかった。一方の「29号文」では、国内保証国外貸付は対外保証の一つの形式であることが明確に示されており、保証人は債権者に対し法的拘束力を具備した承諾を行い、且つ当該承諾が資金のクロスボーダー決済または資産所有権のクロスボーダー移転などの国際収支取引にかかわることだけが条件となっている。これにより以前は明確にされていなかった保証方式が国内保証国外貸付業務の管理に含まれることとなった。

この他にも、「29号文」公布前、個人の国内保証国外貸付業務への従事は明確に禁止されてはなかったが、個人のクロスボーダー保証についての審査許可または登記の方法が定められていなかったため、外貨管理局で審査許可、登記手続きを行うことが困難であった。このため、中国の司法実務におけるその法的効力には疑義が存在した。**「29号文」では、個人は国内保証国外貸付の保証人となることができ、非銀行機構¹に準じて管理を行うことを明確に定めた。**

なお、前述の案件における保証形式は典型的な抵当保証であるが、実務においては、対外保証の形式は複雑多様であり、現行規定は多くの典型的でない保証を国内保証国外貸付業務の管理に含めている。例えば、資産の買戻し保証などの形式である。「29号文」の公布前は、前述の案件において個人保証を導入することは実行不能であったが、現在は実務において必要があれば、個人保証の導入も考慮する方向の一つである。

2. 事前の行政審査許可および限度額規制の廃止

- 「39号文」によれば、中国国内の銀行（保険会社については銀行に対する管理に準じる）の融資性保証への従事は毎年外貨管理局に対し対外保証残高指標の申請を行わなければならない、限度額管理を行わない非銀行金融機構および一般企業が対外保証を行う場合には、原則としてその都度、事前認可を必要とした。**「29号文」はこれらの限度額の規制を目的とした事前行政審査許可を廃止し、**銀行が保証人である場合は、保証人がデータベースプログラムまたはその他の方式を通じて外貨管理局に対し国内保証国外貸付業務関連データを申告する。また、国内非銀行金融機構および企業は保証契約締結後15業務日以内に所在地外貨管理局にて国内保証国外貸付契約締結登記手続きを行えばよい。

¹ 根据“29号文”第九条的规定，“非银行机构”具体指非银行金融机构或企业。

¹ 「29号文」第九条の規定によれば、「非銀行機構」とは、具体的には非銀行金融機関または企業を指す。

- 《指引》第二条第(二)款第2项规定, **事后登记的标准是依据“真实、合规原则对非银行机构担保人的登记申请进行程序性审核”,**而“外汇局对担保合同的真实性、商业合理性、合规性及履约倾向存在疑问的,有权要求担保人作出书面解释。”只有当“担保人解释明显不成立”时,才可以决定不受理登记申请,并向担保人书面说明原因。
- 从额度角度看,在《旧规定》下,除上述提及的银行提供融资性对外担保的额度控制外,非银行金融机构与银行机构要求相同,同时要求企业对外担保余额不得超过净资产的50%。在“29号文”项下,内保外贷业务已经取消了额度限制。

总的来说,这将大大提高内保外贷业务的确定性。例如,上述案件即使不因资格限制存在障碍,A公司也需要在签订内保外贷合同前到外汇局办理审批,由于审批时间具有不确定性,可能会导致商业交易的失败。**目前的情况,A公司作为非银行担保人从事内保外贷业务无需逐笔申报,也没有额度的限制,只需在签订内保外贷合同后15个工作日内到外汇局办理内保外贷签约登记手续;如果发生担保履约,A公司应该到外汇局办理对外债权登记手续。**另外,取消额度控制也避免了因额度不足而产生的不能实现对外担保的问题。但是需要说明的是,就上述案件而言,A公司向B公司履行担保后,C公司没有偿还A公司该等付款的情况下,A公司不能再次从事内保外贷业务。

3. 取消内保外贷合同的生效条件

《境内机构对外担保管理办法》第十七条明确规定:“担保人未经批准擅自出具对外担保,其对外出具的担保合同无效。”《境内机构对外担保管理办法实施细则》第四十八条规定:“按照本细则规定应当由外汇局审批的对外担保,如担保人未经批准擅自出具对外担保,其对外出具的担保合同无效。”因此,需要事前审批的对外担保未得到批准的,在司法实践中一直被认定为无效。**根据“29号文”,一方面事前审批已经被废除,另一方面其第二十九条明确规定:“外汇局对跨境担保合同的核准、登记或备案情况以及本规定明确的其他管理事项与管理要求,不构成跨境担保合同的生效要件”。**因为内保外贷合同属于当事人意思自治的结果,不宜由政府部门通过公权力进行干预,现行规定更加合理。

- 「ガイド」第二条第(二)項第2号の規定によれば、**事後登記の基準は「真実、規則との合致の原則に基づいて非銀行機構である保証人の登記申請に対し手順上の審査を行う」ことであり、「外貨管理局が保証契約の真実性、商業上の合理性、規則との合致性および契約履行の傾向について疑問がある場合、保証人に対し書面説明の提出を要求することができる」。**「保証人の説明が明らかに成立しない」場合に限り、登記申請の不受理を決定することができる。保証人に対し書面にて原因を説明しなければならない。
- 限度額の点から見れば、「旧規定」では、上述した銀行の融資性対外保証提供に関する限度額規制を除き、非銀行金融機構と銀行機関の要求は同じであり、また企業に対しては対外保証残高が純資産の50%を超えないことを要求している。「29号文」では、国内保証国外貸付業務は既に限度額規制を廃止している。

全体としては、これは国内保証国外貸付業務の確実性を大幅に引き上げた。例えば、前述の案件でたとえ資格制限による障害が存在しなかったとしても、A社は国内保証国外貸付契約の締結前に外貨管理局にて審査許可手続きを行わなければならない、審査許可時間に不確実性が存在するため、商業取引が失敗するおそれがある。**現在の状況においては、A社が非銀行保証人として国内保証国外貸付業務に従事する際には、都度の申告は必要なく、限度額の規制もなく、国内保証国外貸付契約締結後15業務日以内に外貨管理局にて国内保証国外貸付契約締結登記手続きを行うだけでよい。保証義務の履行が発生した場合、A社は外貨管理局にて対外債権登記手続きを行わなければならない。**その他、限度額規制の廃止も限度額不足に起因した対外保証実現不能の問題を回避することとなる。なお、前述の案件において、A社がB社に対し保証義務を履行した後、C社がA社の当該支払金額を弁済していない状況において、A社は新たな国内保証国外貸付業務に従事することができないことに注意が必要である。

3. 国内保証国外貸付契約の発効条件の廃止

「国内機構対外保証管理弁法」第十七では、「保証人が許可を得ずに無断で対外保証を提供した場合、その対外的に発行した保証契約は無効とする。」と明確に規定されている。「国内機構対外保証管理弁法実施細則」第四十八条では、「本細則の規定に従い外貨管理局の審査許可を受けなければならない対外保証について、保証人が許可を得ずに無断で対外保証を提供した場合、その対外的に発行した保証契約は無効とする。」と明確に規定されている。よって、事前の審査許可を必要とする対外保証が許可を得ていない場合、司法実務においては一貫して無効と認定されてきた。**「29号文」では、一つには事前の審査許可は既に廃止され、もう一つにはその第二十九条において、「外貨管理局のクロスボーダー保証契約に対する認可、登記または届出状況および本規定で明確にしたその他の管理事項と管理要求は、クロスボーダー保証契約の発効要件を構成しない。」と明確に規定している。**国内保証国外貸付契約は当事者の意思自治の結果であることから、政府部

門が公権力を通じて介入することは望ましくなく、現行規定はより合理的となった。

在上述案件中，内保外贷合同的生效以审批为前提条件，外汇管理部门审批流程复杂，审批时间长，则会很大程度造成合同生效难，内保外贷业务难以实现。

4. 取消了债务人和担保人的资格限制

除前述案件所体现出的从事内保外贷业务的担保人与被担保人必须具有股权关系外，原对债务人和担保人的一些财务要求也予以取消。“39号文”规定：（1）境内企业作为对外担保中的担保人必须达到一定的资产负债比例；（2）非银行金融机构和企业对外担保的，被担保人需要达到一定的净资产比例和一定的盈利能力。**“29号文”取消了上述限制，也就是说一般企业提供对外担保，对境内担保人和境外被担保人已没有了资产负债比例或是盈利能力的要求。**根据现行规定，内保外贷业务已不再限制担保人和债务人的资格，除普遍适用于所有机构的一般性限制条款（例如资金用途的限制）外，已不再要求A公司与C公司具有股权关系，以及A公司和C公司的资产负债比例等财务指标。

三、现行内保外贷外汇政策带来的问题与挑战

基于上述分析，可以清晰地看出内保外贷业务的革新给银行和企业带来了融资和操作的便利，虽然如此，“29号文”尚没有解决关于内保外贷业务的所有问题。例如，根据“29号文”，境内非银行金融机构提供内保外贷，需要“按照行业主管部门规定，具有相应担保业务经营资格”。但是很多非银行金融机构的担保业务并未被列入需经中国银行业监督管理委员会批准的业务范围，因此，实践操作中，外汇局如何判断非银行金融机构是否具有内保外贷的业务资格，仍有待明确。

另外，法律、法规的衔接也存在问题。外汇局废止了其2001年发布的转发和执行《最高人民法院关于适用〈中华人民共和国担保法〉若干问题的解释》的通知，明确了违规签署的对外担保合同并不直接导致合同无效。但是《最高人民法院关于适用〈中华人民共和国担保法〉若干问题的解释》中关于“未经国家有关主管部门批准或登记对外担保的，对外担保合同无效”的规定尚未被最高人民法院废除，后续有关“违规签署的对外担保合同”的法律效力问题，还有待法院方面进一步澄清。

前述的案件においては、国内保証国外貸付契約は、審査許可を取得することが契約発効の前提条件となっており、外貨管理部門の審査許可手順が複雑で、審査許可時間が長いことから、契約発効の大きな障害となり、国内保証国外貸付業務の実現を困難なものにしていた。

4. 債務者および保証人の資格制限を廃止した

前述の案件で示した国内保証国外貸付業務に従事する保証人と被保証人とが持分関係を有するとの要求以外にも、これまでの債務者および保証人について一部の財務上の要求も廃止された。「39号文」では、（1）国内企業が对外保証における保証人となる場合は一定の負債比率を満たさなければならない、（2）非銀行金融機構および企業が对外保証を行う場合、被保証人は一定の純資産比率および一定の利益力を満たさなければならないと規定されていた。「29号文」では上記規制を廃止し、**即ち、一般企業が对外保証を提供する際、国内保証人と国外被保証人の負債比率または収益力に関する要求がなくなった。**現行規定では、国内保証国外貸付業務は以後、保証人と債務者に関する資格について制限を設けず、全ての機構に普遍的に適用される一般的な制限条項（例えば資金用途に関する制限）の他は、以後、A社とC社との持分関係、およびA社とC社の負債比率などの財務指標を要求されることはない。

三、現行の国内保証国外貸付外貨政策がもたらす問題と挑戦

上述の分析により、国内保証国外貸付業務の革新が銀行および企業に与える融資および実務操作上の利便を明確に確認することができるが、「29号文」が国内保証国外貸付業務に関する全ての問題を解決したわけではない。例えば、「29号文」では国内非銀行金融機構が国内保証国外貸付を提供する場合、「業界主管部门の規定に照らして然るべき保証業務経営資格を具備しなければならない」としているが、多くの非銀行金融機構の保証業務は中国銀行業监督管理委员会の許可を必要とする業務範囲に含まれておらず、実務において、非銀行金融機構の国内保証国外貸付に伴う業務資格の有無を外貨管理局がどのように判断するかについては、明確にされるのを待たなければならない。

この他、法律、法規の関連においても問題が存在する。外貨管理局は自らが2001年に公布した『『中華人民共和国保証法』の適用に伴う若干事項に関する最高人民法院の解釈』の配布および実施に関する通知を廃止して、規則に違反して締結された对外保証契約が直ちに契約無効とならないことを明確にしたが、『『中華人民共和国保証法』の適用に伴う若干事項に関する最高人民法院の解釈』における「国の関係主管部门の許可または登記を受けていない对外保証については、对外保証契約を無効とする」との規定は未だ最高人民法院に廃止されておらず、今後の「規定に違反して締結し

た「対外保証契約」に関する法的効力の問題については、更に裁判所から明確にされるのを待たなければならない。

综上所述，“29号文”降低了内保外贷业务要求和监管力度，为金融机构和企业的对外业务提供了便利。建议相关企业予以适当关注，并在业务必要的情况下予以妥当利用。

（里兆律师事务所 2014年08月22日编写）

以上をまとめれば、「29号文」は国内保証国外貸付業務の要求と監督の注力を引き下げ、金融機関および企業の対外業務に利便をもたらした。関連企業は適度に関心を払い、業務において必要とする状況においては適切に利用することが望ましい。

（里兆法律事務所が2014年8月22日付で作成）